

2023年11月21日
岡大職組申第185号

国立大学法人岡山大学
学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 高岡敦史

賃金・労働環境改善に関する要求書

日頃より岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

コロナ禍に続き物価高と昨今の教職員の労働環境と生活環境は共に厳しい状況が続いています。限られた予算と人員の中で多くの職務を黙々と遂行する教職員に対し、現状の賃金・給与は全く十分ではないと組合では考えています。教職員は、岡大を支える労働者であると同時に社会を支える生活者でもあります。法人化されたとはいえ、国立大学に勤める教職員が、もし給与が少ないために生活に窮するような状況があるとするならば全く嘆かわしいことだと思います。長らく続く物価高は、じりじりと教職員の生活を圧迫しています。人事院勧告はプラス勧告であったとはいえ、物価高に対し十分な増加であるとはとても言い難い状況です。昨今の状況を鑑みて、給与増と労働環境の改善について以下の5項目について団体交渉を要求します。

1. 物価の上昇に見合った給与

人事院勧告では2年連続のプラス勧告になっていますが、公務員準拠の給与改正では昨今の物価上昇に全く追いつけておらず、教職員の家計や生活は厳しいものになっています。今年の人事院勧告の月例給は、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定となっていますが、物価上昇は全世代に対する負荷となっており、若年層に限らない賃金上昇が必要です。また、今年の人事院勧告では、テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設するとなっています。コロナ禍を通して教職員のテレワークに対し、組合では継続的に手当の支給を求めてきましたが、この点についても今後の労働環境を見据えて手厚い制度設計が必要であると考えています。以上を踏まえて以下のことを要求します。

- ・公務員準拠を上回る賃金上昇を行うこと。
- ・初任給・若年層の給与だけでなく全大的な給与引き上げを行うこと。
- ・環境整備と経費を十分に賄える実効的なテレワークケアの制度設計を行うこと。

2. 教養改革での現場への配慮

2025年度の新入生から適用される教養改革では1回生からの少人数ゼミを計画され

ていますが、教務委員会内で学部の負担が懸念されており、学部の事情を考慮して進めてほしいとの声が上がっています。設計委員会だけで話が進められていて、現場の意見がなかなか伝えられていません。2025年に期限を切って進めているので、計画の決定が強行される恐れもあり、実施されれば教員負担のインパクトは大きなものになると組合では懸念しています。教養改革の進行にあたり以下のことを要求します。

- ・教養改革の透明性を高め、現場の教職員の意見が反映できる体制作りをすること。
- ・今後のスケジュールなどを含む詳細について全学教員向けの説明を行うこと。

3. 入試手当の支給

昨年度、組合が実施したアンケート調査では、入試手当の支給を求める多数の意見が寄せられました。また、大学は以前の団体交渉で特殊性のある業務について手当を支給することを認めています。アンケート調査では入試業務は特殊性のある業務であるという意見が大勢をしめました。また、入試手当の支給されている他大学も複数あることを確認しています。

組合では、アンケート結果で示されたように、入試業務、特に監督業務は特殊性のあるものだと考えています。大学が、入試業務を特殊性のある業務であると認めないのであれば、失敗が許されず緊張した現場で働く教職員の士気に関わると考えており、今後もこれまでと同様に安定した業務体制を継続するためにも入試手当の支給は必須だと考えています。

入試手当の制度設計を行い、入試手当を支給することを要求します。

4. 非常勤講師の追試業務に対する賃金の支払

非常勤講師は16回の予定授業数を超えて公欠した学生に対し追試を行う場合、その業務について賃金が支払われず交通費も出ません。その代わりにテスト用紙を預ければ、事務職員が教員の代わりにテストを実行する仕組みになっています。しかし、英語のスピーキングテストなどは事務職員では採点できないので、結局のところ教員が無償でテストを実施しています。組合としてこの状況は看過することはできません。

予備交渉では、各部局への聞き取り調査において、届け出が出されているにもかかわらず、賃金が支払われなかったことはなかったとのことであったが、届け出がなかったとしても、追試業務を行った証拠は教室の利用履歴や成績の提出時期などにも残っているのので、届け出の記録がなかったとしても過去の実態を調査することは可能であると考えています。以上を踏まえて以下のことを要求します。

- ・過去に行われた賃金の支払われなかった追試業務に対し、あらゆる方法で実態を調査すること。
- ・調査に基づき、過去に支払のなかった追試業務について賃金の支払をすること。
- ・即刻、同様のことが起こらないような体制作りをすること。

5. 学童保育中の教職員に対する車両通勤許可

鹿田キャンパスでは、学童保育の特別理由があるにもかかわらず、通勤距離制限の変更により車両入構許可の対象から外れ、車通勤ができなくなる事例が発生しています。保育や学童の送り迎えのため車を使わざるを得ない教職員は、やむを得ず自費で学外に駐車場を借りて車通勤を維持しています。教職員用の駐車場が足りないという大学側の都合により、本来は車両入構許可の対象であるはずの教職員が許可を受けられなくなっています。この通勤環境の悪化に伴う子育て環境の悪化は、子育て支援を掲げる本学の方針に反しており、安全安心な子育て環境を維持するためにも即刻対策を行い改善する必要があります。以上を踏まえ、以下のことを要求します。

- ・「特別理由」とは一般的に優先順位の高いものをさす言葉ですが、車両入構許可における特別理由がどういう位置付けになっているのか説明すること。
- ・特別理由の教職員を優先的に入構許可すること。
- ・「子の看護養育休暇」の対象となる教職員に対し、車両入構許可を出すこと。
- ・入構許可を申請しない場合でも、子に予防接種・健康診断を受けさせ、又は学校等が実施する行事に出席する場合等、特定日に自家用車を必要とする場合は、臨時的に駐車サービス券を交付し、負担を軽減すること。
- ・駐車場が足りない場合は、学外駐車場利用の補助をすること。

以上